

地方独立行政法人天王寺動物園実習生受け入れ要領

地方独立行政法人天王寺動物園

第1条（目的）

この要領は、地方独立行政法人天王寺動物園が大学生、専門学校生、社会人を対象として実施する各種実習について、必要な事項を定めるものである。

第2条（実習内容とコース）

実習内容は、（１）動物園における獣医師業務もしくは野生動物を対象とした獣医学的処置の習得、（２）動物園動物飼育業務の体験もしくは野生動物取扱・管理技術の習得、（３）博物館法施行規則第2条に定められた博物館実習、（４）動物園動物及び動物園を対象とした調査研究、（５）動物園の機能に関する学習等前述の（１）から（４）に含まれないが動物園で実施することが適切であると考えられる内容とし、それぞれ（１）獣医学実習、（２）飼育実習、（３）学芸員実習、（４）調査研究実習、（５）動物園実習とする。

第3条（実習受講者）

実習を受講できる者は、次の事項のいずれかに該当する者で、天王寺動物園長（以下「園長という」）の承認を受けた者とする。

1. 獣医学実習：大学で獣医学履修中の4年生以上、もしくは獣医師の資格を有する者で、動物園における獣医師業務あるいは野生動物を対象とした獣医学的処置の習得を希望する者に限る。
2. 飼育実習：動物園、または水族館に勤務している者、それらの施設に採用が内定している者、専門学校あるいは大学等の機関で動物学等を専攻している者で、動物園動物飼育業務の体験もしくは野生動物取扱・管理技術の習得を希望する者。（開設準備期間中の動物園、水族館を含む）
3. 学芸員実習：博物館法施行規則第2条に定められた博物館実習の受講を希望する者。
4. 調査研究実習：学術研究機関等に所属する者で、動物園において動物園動物及び動物園を対象とした調査研究の実施を希望する者。
5. 動物園実習：前各号に掲げる者以外の者で、その実習目的が明確であり、且つその目的が適当であると園長が認めた者。

第4条（申請）

1. 実習を希望する者は、別紙1・1もしくは1・2「天王寺動物園実習申請方法」に記載されている方法により、実習開始の30日前までに申請しなければならない。
2. 申請時に提出された個人情報、実習受け入れ事業以外の目的には使用してはならない。

第5条（許可）

1. 申請を受けた天王寺動物園は、申請内容を審査し、受け入れが適当であると認めた場合は園長が許可する。
2. 実習希望者数が受け入れ可能な人数を超えた場合には、天王寺動物園が事前に調整する。

第6条（実習期間及び実習時間）

1. 実習期間は週に1日程度の休みを含め、原則として獣医学実習および飼育実習は2週間以上4週間以内、学芸員実習は10日以上、その他の実習は実習希望者と天王寺動物園で協議することとする。
但し、園長が認める場合は、実習内容及び期間の変更ができる。
2. 年末年始（12月29日～1月3日）は実習除外期間とする。
3. 実習時間は、獣医学実習は午前9時～午後5時30分、他の実習は午前9時～午後5時とするが、実習内容に応じて延長や変更ができる。

第7条（義務及び権利）

1. 実習生は天王寺動物園職員（以下、「職員」という）の指示に従わなければならない。
2. 実習生は別紙2「天王寺動物園実習受講者遵守事項」に記載されている事項を遵守しなければならない。
3. 実習生は実習に際し、職員の作業に支障を与えてはならない。
4. 故意、不注意により当園に損害を与えた時は、本人または保証人の責任において償うこととする。
5. 実習に係る事故、負傷及び疾病に対しては、当園に一切の責を生じない。
6. 実習生は、実習期間中の入園料を減免することを除き、実習を受けることのほか、何らの特典も生じない。

第8条（実習の成果）

実習生は、実習あるいは実習の成果について何らかの発表を行う際には、事前に園長の許可を得なければならない。

第9条（実習の中止）

実習期間中に実習生として相応しくない言動があった場合には、理由の如何を問わず実習を中止する。

第10条（委任）

この実施要領に定めのない事項については、その都度、園長が定める。

付則

この要領は令和7年3月1日から施行する。